

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 4 条)
- 第 2 章 情報の保護及び管理に係る通則
  - 第 1 節 市の責務(第 5 条 第 9 条)
  - 第 2 節 職員の責務(第 10 条)
  - 第 3 節 受託業者等の責務(第 11 条・第 12 条)
- 第 3 章 電子情報の保護対策
  - 第 1 節 基本原則(第 13 条)
  - 第 2 節 人的情報保護対策(第 14 条・第 15 条)
  - 第 3 節 物理的情報保護対策(第 16 条)
  - 第 4 節 技術的情報保護対策(第 17 条 第 24 条)
  - 第 5 節 緊急事態への対応(第 25 条・第 26 条)
- 第 4 章 自己点検、監査、市民参画(第 27 条 第 32 条)
- 第 5 章 雑則(第 33 条 第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い、市における情報の利用が多様化し、拡大していることにかんがみ、市の保有する情報の保護及び管理に関する基本的仕組みを定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (2) 職員 実施機関の職員をいう。
- (3) 市の保有する情報 職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、職員又は実施機関が保有するすべての情報をいう。
- (4) 行政文書 市の保有する情報のうち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(写真及びフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

- (5) 電子情報 市の保有する情報のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 情報システム 電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み(ネットワーク上のものを含む。)をいう。
- (7) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (8) 受託業者等 市から事務の処理を受託した事業者(法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)及び市と共同で事業を行う事業者をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 市は、市の保有する情報が市と市民とが共有する財産であるとの基本認識に基づいて、市の保有する情報を適正に保護及び管理しなければならない。

- 2 市は、市の保有する情報を保護及び管理するに当たっては、行政の信頼性、安定性及び継続性を保持するよう努めなければならない。
- 3 市は、市の保有する情報を保護及び管理するに当たっては、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民の参画並びに情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者の助言を得て、市の保有する情報の保護及び管理に関する基本的仕組みを、継続的に検証し、その結果を踏まえて改善していかなければならない。

#### (関連する制度)

第 4 条 市は、市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資するため、行政文書の公開を適正に行うとともに、市政に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

- 2 市は、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保のため、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 3 前 2 項の情報公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 第 2 章 情報の保護及び管理に係る通則

#### 第 1 節 市の責務

#### (保護管理体制)

第 5 条 市長は、市の保有する情報の保護及び管理に関する方針を決定するため情報安全会議を設置する。

- 2 情報安全会議は、市長、助役及び収入役の職にある者並びに市長が指名する者をもって構成する。

- 3 市の保有する情報の保護及び管理の状況を内部審査するため、情報安全会議に情報審査委員会を設置する。
- 4 ネットワークに接続された電子計算機及びネットワークを利用する情報システムにおいて取り扱う電子情報に関して、総合的に保護対策を講ずるため、情報安全会議に電子情報保護部会を設置する。
- 5 前各項に定めるもののほか、情報安全会議、情報審査委員会及び電子情報保護部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(行政文書の管理)

第6条 実施機関は、行政文書を適正に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、規則で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるものとする。
- 3 前項の規則においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関して必要な事項について定めるものとする。

(情報の取扱いの基本原則)

第7条 実施機関は、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するとき(以下「情報を取り扱うとき」という。)には適切な保護対策を講じなければならない。

- 2 前項の保護対策に係る基準は、規則で定める。
- 3 実施機関は、市の保有する情報を取り扱うときには、漏えい、滅失又はき損されないよう、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項を遵守しなければならない。

(組織における情報の取扱い)

第8条 実施機関は、課、公所その他の組織の長に、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めさせなければならない。

(情報活用能力の向上)

第9条 実施機関は、情報の保護及び管理に関する研修等により、職員の情報活用能力の向上に努めなければならない。

## 第2節 職員の責務

(職員の責務)

第10条 職員は、市の保有する情報を取り扱うときは、この条例及び法令等を遵守しなければならない。

- 2 職員は、市の保有する情報(職務上知ることができた秘密に限る。第4項及び第35条において同じ。)を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 職員は、その職務目的以外で市の保有する情報を閲覧又は利用してはならない。
- 4 職員は、市の保有する情報又は市の保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合として規則で定める場合を除き、外部へ送信等し、又は持ち出してはならない。
- 5 職員は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

## 第3節 受託業者等の責務

(事務処理の委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、受託業者等に事務の処理を委託(指定管理者に管理させること及び事業者と共同

で事業を行うことを含む。以下同じ。)するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、受託業者等に事務の処理を委託するときは、当該委託に係る契約書(指定に関する協定書、請書その他これらに類するものを含む。)に、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 受託業者等又は第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が当該事務の処理に関して知り得た市から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報(これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき市に提供される予定のものに限る。次条及び第34条において同じ。)を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない旨

(2) 受託業者等が前号の規定に違反した場合における制裁に関する事項

(3) 前2号に規定するもののほか、規則で定めるところにより、実施機関が定める事項

(受託業者等の責務)

第12条 受託業者等は、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託業者等又は前条第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務の処理に関して知り得た市から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない。

### 第3章 電子情報の保護対策

#### 第1節 基本原則

(電子情報の保護対策)

第13条 市は、情報化の推進により、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためには、市の保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施していくことが必要であることにかんがみ、電子情報の特性に応じた人的情報保護対策、物理的情報保護対策及び技術的情報保護対策を適切に講じなければならない。

#### 第2節 人的情報保護対策

(人的情報保護対策の基本原則)

第14条 実施機関は、職員が第10条に規定する責務を果たすよう、必要な指導に努める等、人的情報保護対策を的確に実施しなければならない。

2 実施機関は、本市の電子情報の保護に関する制度について周知徹底を図るために、職員に対して、電子情報の保護及び管理に関する研修を実施しなければならない。

(電子情報保護統括管理者等)

第15条 第5条に規定する保護管理体制のほか、電子情報の総合的な保護対策を推進するため、電子情報保護統括管理者その他の管理者を置くものとする。

2 前項の管理者の名称、設置する組織、役割、権限その他の事項は、規則で定める。

#### 第3節 物理的情報保護対策

(物理的情報保護対策の基本原則)

第16条 実施機関は、情報管理室(主要な電子計算機又は主要な通信機器(以下「主要電子計算機等」と

- いう。)を設置する部屋をいう。以下同じ。)については、入退室を厳格に管理しなければならない。
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、情報管理室及び主要電子計算機等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 実施機関は、主要電子計算機等に該当しない電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
  - 4 前3項の措置について必要な事項は、規則で定めるところにより、実施機関が定める。

#### 第4節 技術的情報保護対策

##### (技術的情報保護対策の基本原則)

- 第17条 実施機関は、情報システム及びネットワークの開発及び構築並びに保守及び運用を行うに当たっては、取り扱う電子情報について、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう、本節に定める措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置について必要な事項は、規則で定めるところにより、実施機関が定める。

##### (電子計算機の結合)

- 第18条 電子計算機の結合(実施機関が管理する電子情報を実施機関以外が管理する電子計算機により検索、蓄積及び加工等を行うことをいう。)を行う情報システムを開発又は導入しようとする実施機関は、情報審査委員会の審査を受けなければならない。

##### (複数のネットワークの接続)

- 第19条 実施機関は、所管するネットワークを本市の他のネットワークと接続しようとするときは、当該ネットワーク及び他のネットワーク並びにネットワーク上の情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

##### (外部接続)

- 第20条 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合として規則で定める場合を除き、ネットワークを外部ネットワーク等(本市が所管しない外部のネットワーク及び市民が利用できる本市のネットワークをいう。以下次項において同じ。)と接続してはならない。
- 2 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合として規則で定める場合を除き、所管する電子計算機を、外部ネットワーク等と接続してはならない。

##### (識別認証符号)

- 第21条 実施機関は、取り扱う電子情報の種類に応じ、電子情報の閲覧又は利用を適切に制限するため、電子情報を利用等する者及びその権限を識別するための符号並びに本人を認証するための符号を用いるものとする。

##### (アクセスログの取得及び保管)

- 第22条 実施機関は、所管する情報システム等における電子情報の保護対策上の必要に応じて、適切にアクセスログ(情報システム等の利用における電子情報の交信を記録したものをいう。以下同じ。)を取得し、その内容を確認するとともに、当該アクセスログを適切に保管しなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 23 条 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等へのコンピュータウイルス(コンピュータウイルス対策基準(平成 7 年通商産業省告示第 429 号)に規定するコンピュータウイルスをいう。)その他の不正なソフトウェア(コンピュータ不正アクセス対策基準(平成 8 年通商産業省告示第 362 号)に規定するソフトウェアをいう。)の侵入及び感染を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(不正アクセス対策)

第 24 条 実施機関は、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 3 条第 2 項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

第 5 節 緊急事態への対応

(緊急事態対応計画)

第 25 条 市長は、名古屋市電子情報保護緊急事態対応指針(電子情報が侵害される緊急の事態に備えた総合的な対応に関する指針をいう。以下「対応指針」という。)を策定しなければならない。

2 実施機関は、対応指針を踏まえ、緊急事態対応計画を策定しなければならない。

(ネットワークの切断)

第 26 条 実施機関は、所管するネットワークに接続する本市の他のネットワーク又は外部ネットワーク(本市が所管しない外部のネットワークをいう。)に緊急の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、緊急事態対応計画に基づき、速やかに、外部ネットワーク等から所管するネットワークを切断しなければならない。

第 4 章 自己点検、監査、市民参画

(自己点検)

第 27 条 実施機関は、所管する組織における情報の保護及び管理の状況を、自ら点検しなければならない。

2 実施機関は、前項の点検の結果により、必要な改善措置を講じなければならない。

第 28 条 市長は、市の保有する情報の保護及び管理の状況並びに前条の自己点検の結果を、情報審査委員会に審査させなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(システム監査)

第 29 条 市長は、実施機関に対し、必要に応じて、電子情報の保護及び管理の状況について、システム監査(電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。以下同じ。)をさせなければならない。

2 市長は、前項のシステム監査の結果により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(専門家からの意見聴取)

第 30 条 市長は、必要に応じて、情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者から、市の保有す

る情報の保護及び管理の状況に関し意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の意見により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(市民への情報提供)

第 31 条 市長は、毎年度、自己点検、内部審査、システム監査、専門家からの意見等をもとに、市の保有する情報の保護及び管理に関する状況を、市民へ情報提供しなければならない。

(市民からの苦情申出)

第 32 条 実施機関は、市の保有する情報の保護及び管理の状況に関して、市民から苦情又は意見があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

## 第 5 章 雑則

(出資法人等の責務)

第 33 条 市が出資する法人等であって、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、適切な情報の保護及び管理に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、必要な指導に努めなければならない。

(公表)

第 34 条 市長は、受託業者等がこの条例の規定又は委託上の義務に違反したことにより、第 11 条第 1 項の事務の処理に関して知り得た市から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(罰則)

第 35 条 職員(給与又は報酬が支給されない特別職(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する特別職をいう。以下この条において同じ。)の職員及び法令により設置が義務付けられている特別職の職員を除く。以下この条において同じ。)又は職員であった者が、第 10 条第 2 項の規定に違反して正当な理由なく市の保有する情報を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法その他の法令(名古屋市個人情報保護条例(平成 8 年名古屋市条例第 28 号)を含む。)に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(委任)

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、第 12 条及び第 33 条から第 35 条までの規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(名古屋市情報公開条例の一部改正)

2 名古屋市情報公開条例(平成 12 年名古屋市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

3 名古屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略